

# 糸島市再犯防止推進計画

令和4年(2022年)3月

糸 島 市



## はじめに

平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。）（以下「再犯防止推進法」という。）において、地方公共団体にも再犯の防止等に関する施策を実施等する責務があることが明記されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。そうした人たちの再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではなく、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。とりわけ、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援に当たっては、就労、住居、保健医療、福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割は極めて重要です。

一方、本市では、令和3年度からの「第2次糸島市長期総合計画」の中の基本目標「みんなの命と暮らしを守るまちづくり」において、「防犯・交通安全の推進」を政策の柱の一つに掲げ、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図り、犯罪が起きにくい環境づくりを進めることとしています。

このような中、市が取り組む再犯防止施策の方向性を明らかにし、犯罪をした人等が、地域社会において孤立することなく住民の理解と協力を得て、再び社会の一員となれるよう支援する「糸島市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

昨年11月に設置した糸島保護区保護司会を中心とする関係団体、国県等の関係機関及び市関係部署からなる「糸島市再犯防止推進協議会」で常日頃から連携できる体制、即ち顔の見えるネットワークを形成し、一体となって取組を推進していきます。

誰一人取り残さない、そして誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年(2022年)3月

糸島市長 月形 祐二

## 目 次

1	再犯防止推進計画の位置づけ	1
2	策定の目的	1
3	計画の対象者	2
4	計画期間	2
5	基本方針	2
6	体系図	3
7	再犯防止推進の施策	4
	(1) 関係団体等とのネットワークの形成	4
	(2) 仕事と住居の確保のための支援	6
	(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進等の取組	7
	(4) 修学支援と非行の防止	9
	(5) 広報・啓発活動の推進	11
8	関係団体等及び市関係部署一覧	12
	(1) 関係団体等	12
	(2) 市関係部署	12
9	参考資料	13
	(1) 糸島保護区保護司会	13
	(2) 糸島保護区における係属事件数推移について	13
	(3) 糸島署管内における刑法犯認知件数	14
	(4) 糸島署管内における刑法犯検挙件数及び検挙人員	14
	(5) 福岡県における刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯率	14
	(6) 福岡県における特別法犯（薬物関係）検挙中の再犯者及び再犯率	14
	(7) 令和3年版 再犯防止推進白書より	15
	(8) 再犯の防止等の推進に関する法律（概要）	17
	(9) 糸島市再犯防止推進協議会設置規程	19

本計画に記載している市の課名称は、令和4年4月1日の行政組織改編後の名称としています。

## 1 再犯防止推進計画の位置づけ

「再犯防止推進法」第8条第1項に定める計画として、糸島市再犯防止推進計画を策定します。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

平成27年（2015年）の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）では、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」など17の目標が掲げられました。

糸島市は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、本計画を推進していきます。

SDGs（Sustainable Development Goals）の17の目標の中の該当項目



## 2 策定の目的

- (1) 本市と糸島保護区保護司会<sup>※1</sup>、福岡保護観察所など、市内外の関係団体等が枠を取り払い、さらに連携、協力し合える体制づくり（顔の見えるネットワークの形成）をすることで、地域が一体となって犯罪が起きにくいまちづくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。
- (2) 再犯防止施策は、就労、住居、福祉等多岐にわたっています。再犯防止という観点から情報を共有することにより、重層的に各施策を推進し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰の促進や孤立の防止など、迅速かつ適切な支援を行います。

※1 糸島保護区保護司会 P13参照

### 3 計画の対象者

---

再犯防止推進法第2条第1項に規定する犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者とします。

### 4 計画期間

---

第2次糸島市長期総合計画との整合を図るため、計画期間を令和4（2022）年度～令和12（2030）年度の9年間とし、国・県の計画見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

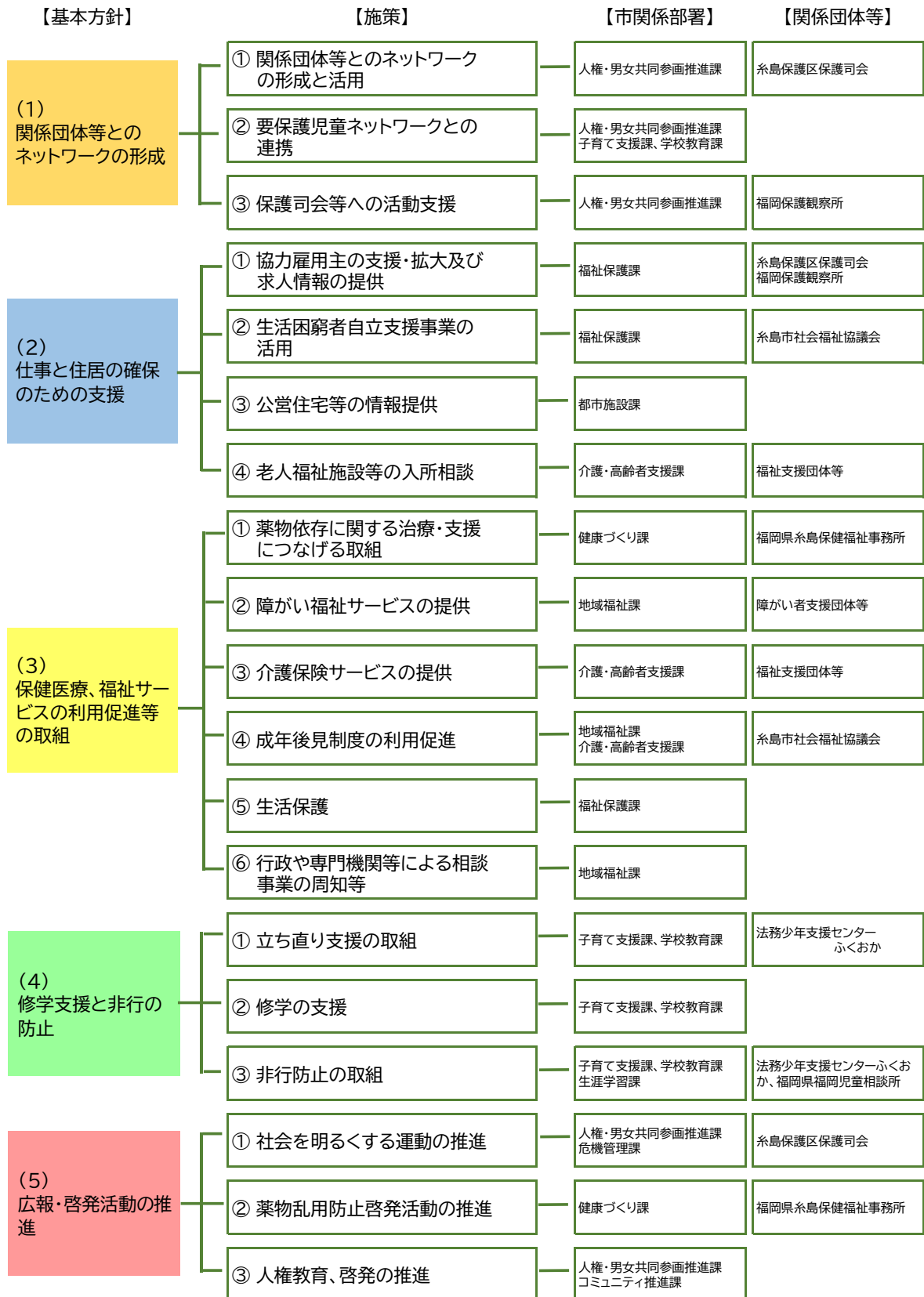
### 5 基本方針

---

以下の5つの柱で進めていきます。

- (1) 関係団体等とのネットワークを形成します。
- (2) 仕事と住居の確保を支援します。
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用を促進します。
- (4) 修学を支援し、非行防止等に取り組みます。
- (5) 広報・啓発活動を推進します。

## 6 体系図



## 7 再犯防止推進の施策

### (1) 関係団体等とのネットワークの形成

#### 【課題】

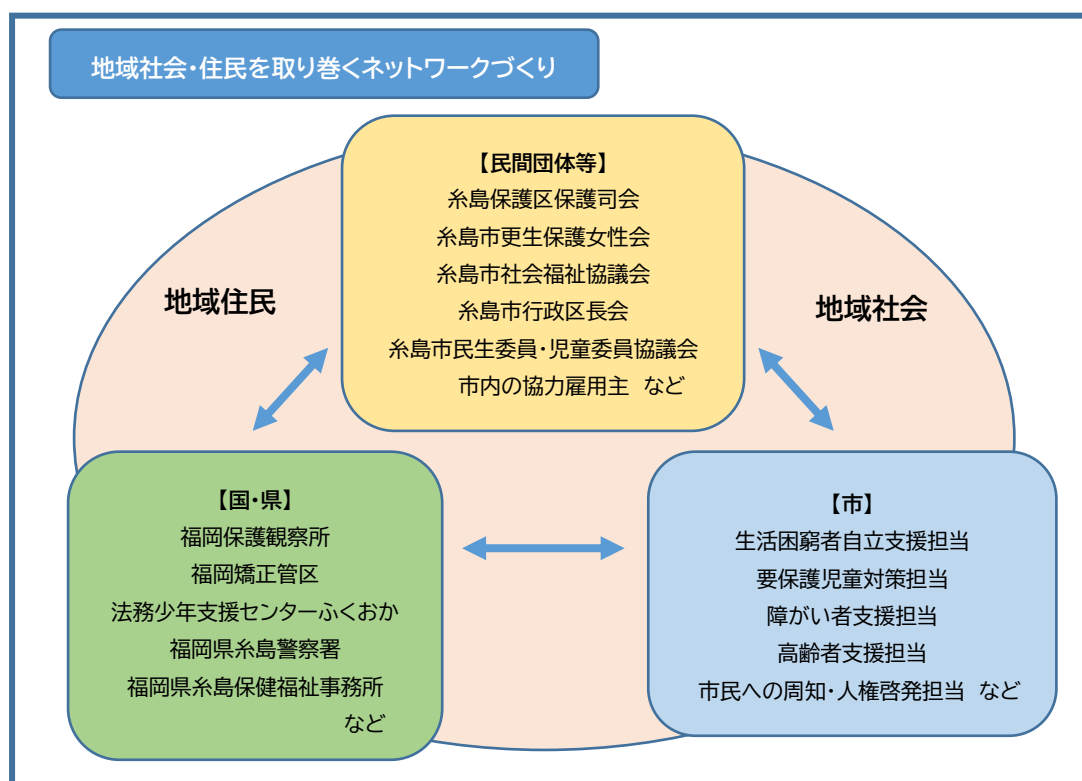
関係団体等が取り組んでいる再犯防止の施策はいくつかありますが、それらは団体や機関ごとの個別対応になりがちな一面もあります。顔の見えるネットワークを形成し、関係団体等が一体となって協力できる体制が必要です。

#### ① 関係団体等とのネットワークの形成と活用

(庁内：人権・男女共同参画推進課 庁外：糸島保護区保護司会)

昨年11月には、糸島保護区保護司会を中心とする関係団体、国県等の関係機関及び市関係部署からなる「糸島市再犯防止推進協議会(※1)」を設置しました。

本協議会を毎年度開催し、本計画の推進状況の確認及び情報交換等を実施します。常日頃から連携できる体制の構築によって従来よりも横の展開を容易にし、再犯防止策の充実を図ります。





## ② 要保護児童ネットワークとの連携

(庁内：人権・男女共同参画推進課、子育て支援課、学校教育課)

糸島市要保護児童対策協議会（問題行動・立ち直り支援部会）における対象者は18歳未満のため、教育機関に属していない場合、支援が途切れることが危惧されます。

少年の再犯を防ぐためにはその後の支援が重要になるため、要保護児童対策協議会との縦の連携体制を構築します。

## ③ 保護司会等への活動支援

(庁内：人権・男女共同参画推進課 庁外：福岡保護観察所)

更生保護活動を行っている糸島保護区保護司会等の民間ボランティア団体の活動を支援することにより、犯罪をした人等の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動支援拠点として糸島更生保護サポートセンター（人権センター内）が設置されています。

---

※1 糸島市再犯防止推進協議会設置規程 P19参照

## (2) 仕事と住居の確保のための支援

### 【課題】

再犯を防ぐためには、出所後の安定した生活が必要不可欠です。その前提となるのが仕事及び住居の確保であり、その支援が求められています。

### ○保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
保護観察終了者(総数)	31,827	29,649	27,994	26,184	24,844
職業不詳の者	731	673	681	619	517
無職である者	6,866	6,360	5,779	5,444	6,075
無職である者の割合	22.1	21.9	21.2	21.3	25.0

※保護観察とは犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの  
※(出典)令和3年版再犯防止推進白書

### ① 協力雇用主(※1)の支援・拡大及び求人情報の提供

(庁内：福祉保護課 庁外：糸島保護区保護司会、福岡保護観察所)

協力雇用主制度(※2)をリーフレット等によって情報提供します。

### ② 生活困窮者自立相談支援事業の活用

(庁内：福祉保護課 庁外：糸島市社会福祉協議会)

出所者の自立に向けた相談支援を行い、各種支援(就労支援等)に繋がります。

離職及び廃業後2年以内の方で、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金」の制度を紹介します。

### ③ 公営住宅等の情報提供

(庁内：都市施設課)

出所者に対し、市営住宅や県営住宅等の公営住宅の入居条件の説明や募集情報の提供を行います。

### ④ 老人福祉施設等の入所相談

(庁内：介護・高齢者支援課 庁外：福祉支援団体等)

環境上や経済的理由から、住まいの確保が困難な高齢者への相談支援を行います。

※1 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々。令和3年3月現在、糸島市内で7社の登録があります。

※2 満期出所者であっても、該当者から更生緊急保護の申出がなされた者を雇用した場合は「刑務所出所者等就労奨励金」が雇用主に給付される等の制度があります。

### (3) 保健医療・福祉サービスの利用促進等の取組

#### 【課題】

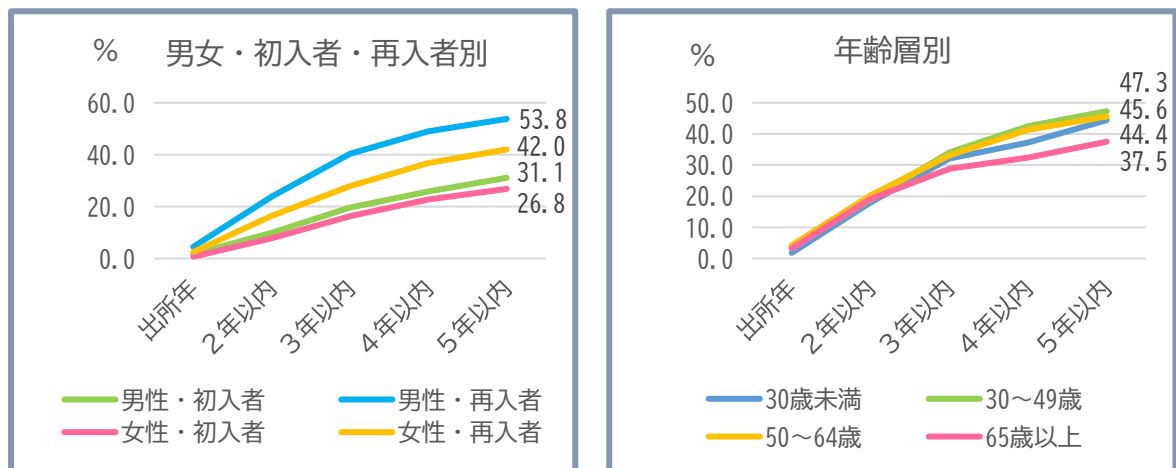
出所時に障がいや高齢であるなど福祉サービスを必要とする状態でありながら、手続きを行わず適切なサービスを受けられない人がいます。安定した社会生活を送るため個々の状況に適したサービスを受けられるような支援が求められています。また、薬物乱用が社会問題となっています。インターネット環境の発達等により規制薬物の入手が容易になっているため、若年層からの早期教育が重要です。

#### ① 薬物依存に関する治療・支援につなげる取組

(庁内：健康づくり課 庁外：福岡県糸島保健福祉事務所)

薬物依存からの回復に取り組もうとする人からの心身の健康に関する問い合わせや相談に対し、県などの関係機関と連携を図りながら、適切な治療・支援につなげていきます。

#### ○覚醒剤取締法違反 出所受刑者(平成27年)の5年以内再入率



※「5年以内再入率」は、各年の出所受刑者人員のうち、出所年の翌年の年末までに再入所した人員の比率をいう。  
 ※年齢は、前刑出所時の年齢  
 ※出所年は平成27年  
 ※(出典)令和2年版犯罪白書

#### ② 障がい福祉サービスの提供

(庁内：地域福祉課 庁外：障がい者支援団体等)

出所者が、障がいがあることで就労や自立した生活が困難な場合、障がいの程度に応じた各種福祉サービスによって支援します。また、出所者の家族へも相談窓口や各種制度を紹介し、家族に対しても支援できる体制を築きます。

#### ③ 介護保険サービスの提供

(庁内：介護・高齢者支援課 庁外：福祉支援団体等)

出所した高齢者が日常生活において介護が必要な場合、相談窓口や各種制度、介護保険サービス等を紹介します。

#### ④ 成年後見制度の利用促進

(庁内：地域福祉課、介護・高齢者支援課 庁外：糸島市社会福祉協議会)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な出所者が、地域において自立に向けた生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、成年後見制度の利用の促進を図ります。

#### ⑤ 生活保護

(庁内：福祉保護課)

資産や能力、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する出所者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援します。

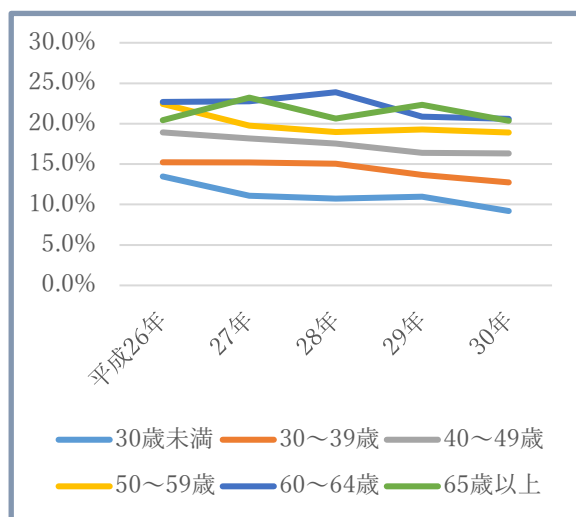
#### ⑥ 行政や専門機関等による相談事業の周知等

(庁内：地域福祉課)

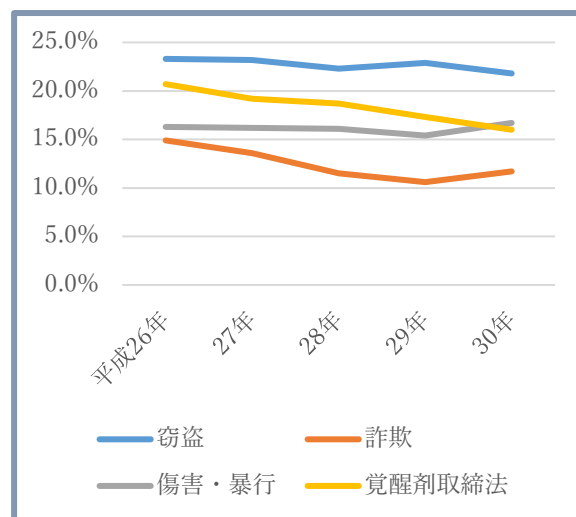
行政や専門機関等による相談事業等の周知を図るとともに、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティア等、地域福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係団体等の連携強化を進めます。

#### ○出所受刑者の2年以内再入率の推移

(年齢別)



(罪名別)



※「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者人員のうち、出所年の翌年の年末までに再入所した人員の比率

※年齢は、前刑出所時の年齢

※(出典)令和2年版犯罪白書

## (4) 修学支援と非行の防止

### 【課題】

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っているため、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な修学支援と非行防止の推進が求められます。

### ○福岡県少年非行の概要

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
非行少年※1	2,767	2,201	1,932	1,616	1,503
刑法犯少年※2	2,506	1,941	1,615	1,363	1,159
犯罪少年※3	2,185	1,640	1,353	1,178	940
触法少年※4	321	301	262	185	219
特別法犯少年※5	235	237	288	231	332
犯罪少年	218	217	250	215	307
触法少年	17	20	38	16	25
ぐ犯少年※6	26	23	29	22	12

犯罪少年	2,185	1,640	1,353	1,178	940
うち再犯者	870	606	492	377	336
再犯者率(福岡県)	39.8%	37.0%	36.4%	32.0%	35.7%
再犯者率(全国)	37.1%	35.5%	35.5%	34.0%	34.7%

※1 非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年のこと

※2 刑法犯少年：刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年、触法少年

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※4 触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

※5 特別法犯少年：刑法及び交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯した犯罪少年、触法少年

※6 ぐ犯少年：暴力団員など犯罪性のある人と交際したり、保護者の正当な監督に服しない、あるいは正当な理由がなく家庭に寄りつかないなど、その性格、環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

※(出典) 少年のみちびき令和二年中の少年非行の実態 福岡県けいさつ

### ① 立ち直り支援の取組

(庁内：子育て支援課、学校教育課 庁外：法務少年支援センターふくおか)

問題行動が見られる児童生徒については、引き続き、糸島市要保護児童対策協議会（問題行動・立ち直り支援部会）において、学校、主任児童委員、福岡児童相談所、警察（中央少年サポートセンター、スクールサポーター）、保護司等と情報共有を図るとともに、相互協力を実施します。

非行を繰り返す少年については、法務少年支援センターふくおか（福岡少年鑑別所）、福岡児童相談所及び中央少年サポートセンター（警察）等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。

## ② 修学の支援

(庁内：子育て支援課、学校教育課)

何らかの困難を抱える児童・生徒や家庭に対し、教育相談室やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、助言や支援を実施します。

また、福祉的な問題を抱えていることも多いため、それぞれの問題に沿った機関と連携して対応すると共に、定期的に情報共有を図り、的確、適時の支援を行います。

さらに、管内の高等学校等（定時制含む）と情報の共有を図ることで、少年の修学継続（中退防止）に向けた支援を行います。

## ③ 非行防止の取組

(庁内：子育て支援課、学校教育課、生涯学習課)

庁外：法務少年支援センターふくおか、福岡県福岡児童相談所)

小中学校において、社会のルールを守ることの重要性を教え、また自らの危険を回避できるよう安全教育を行うことで、子どもたちの非行の未然防止及び規範意識の向上に取り組みます。

また、今般、急激に増えているインターネットやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等に関連したトラブルを未然に防ぐため、インターネットやSNS等の適切な使用方法、ネット社会におけるリスク指導やトラブル対応の教育に努めます。

さらに、地域においても、安全安心いとしま協働ネットワークの活動であるあいさつ運動や小中学校の児童会、生徒会が中心となった定例のあいさつ運動をとおして、青少年の健全育成を推進していきます。

また、放課後等に生徒指導専門員による定期的な見守りを行うことで更なる非行の防止に努めます。

## (5) 広報・啓発活動の推進

### 【課題】

出所者が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。出所者への偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するための人権教育・啓発を推進する必要があります。

### ① 社会を明るくする運動の推進

(庁内：人権・男女共同参画推進課、危機管理課 庁外：糸島保護区保護司会)

地域において、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生についての理解を深めるとともに、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動を推進します。それぞれが力を合わせ地域社会で支え合う社会構築を目指し、再犯防止に向けた広報活動を推進します。

特に、7月が強化月間となっている「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携し、啓発活動に取り組みます。

### ② 薬物乱用防止啓発活動の推進

(庁内：健康づくり課、庁外：福岡県糸島保健福祉事務所)

規制薬物乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動等を通じて市民の薬物乱用問題に関する認識を高め、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、小学校・中学校・高等学校等で啓発をするなど、地域ぐるみで薬物乱用防止に取り組む意識を醸成します。

### ③ 人権教育・啓発の推進

(庁内：人権・男女共同参画推進課、コミュニティ推進課)

家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力を得、出所者への偏見や差別意識を解消するため、糸島市人権教育・啓発基本指針に沿い、関係団体等と連携し、様々な広報媒体を活用しながら人権教育・啓発に取り組みます。

## 8 関係団体等及び市関係部署一覧

### (1) 関係団体等（令和4年4月時点）

関係団体等名称	住所等	電話番号
糸島保護区保護司会	糸島市前原東二丁目2番1号 (糸島市人権センター内)	323-1755
糸島市更生保護女性会		
福岡保護観察所	福岡市中央区六本松4丁目2番3号	761-6736
福岡矯正管区	福岡市東区若宮5丁目3番53号	661-1143
法務少年支援センターふくおか	福岡市南区若久6丁目75番2号	541-5288
福岡県糸島警察署	糸島市前原中央一丁目6番1号	323-0110
福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市浦志二丁目3番1号	322-3269
糸島市社会福祉協議会	糸島市潤一丁目22番1号	324-1660
糸島市行政区長会	糸島市コミュニティ推進課	332-2062
糸島市民生委員・児童委員協議会	糸島市地域福祉課 (事務局:糸島市社会福祉協議会)	332-2073
民間団体(NPO等)		

### (2) 市関係部署（令和4年4月時点）

糸島市役所 課所室名	担当項目	電話番号
危機管理課	犯罪防止啓発	332-2110
コミュニティ推進課	自治組織等への啓発	332-2062
生涯学習課	青少年健全育成	332-2092
人権・男女共同参画推進課	計画全般、総括、啓発全般	332-2075
健康づくり課	薬物乱用防止啓発	332-2069
介護・高齢者支援課	高齢者支援 介護保険サービスの提供支援	332-2070
地域福祉課	障がい者支援 障がい福祉サービスの提供支援	332-2073
福祉保護課	生活困窮者自立支援	332-2109
	生活保護	323-1111
都市施設課	公営住宅	332-2078
子育て支援課	要保護児童対策 修学支援	332-2095
学校教育課	要保護児童対策 修学支援	332-2097

※令和4年4月1日の組織改編による新部署名を掲載



## 9 参考資料

### (1) 糸島保護区保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、保護観察所等と連携して罪を犯した人や非行のある青少年の更生を地域で支えるボランティアです。

保護司会は保護司の活動に必要な情報収集や連絡調整、更生保護及び犯罪や非行の予防活動を行う団体で、糸島市においては、糸島保護区保護司会が、糸島更生保護サポートセンター（人権センター内）を拠点とし、約50人の保護司により日常的に活動しています。

(活動内容)

#### 1 刑務所仮出所者等の支援

保護観察官と協働して更生保護観察にあたるほか、社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるように、住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行います。

生活面の支援や就労支援については、糸島市社会福祉協議会、ハローワーク、協力事業主会等の関係団体等とも連携して行っています。

#### 2 社会を明るくする運動

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

#### 3 定例研修会の開催

#### 4 機関紙「保護司のひろば」の発行

### (2) 糸島保護区における係属事件数推移について (提供: 福岡保護観察所)

○保護観察(交通短期保護観察を除いた件数)※各年4月1日現在

年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	45	25	29	28	30	26

※保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

○生活環境調整(件数)※各年4月1日現在

年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
件数	41	32	20	28	26	25

※出所者等の釈放後の住居や就業先などを事前に調査し、改善更生に適した生活環境をあらかじめ整えること。

(3)～(6) (提供:糸島警察署)

(3)糸島署管内における刑法犯認知件数

年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知件数	620	478	484	407	309

(4)糸島署管内における刑法犯検挙件数及び検挙人員

年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙件数	334	183	153	158	179
検挙人員	214	168	106	124	132

(5)福岡県における刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯率

年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙者総数	10,880	10,475	9,906	10,198	9,433
初犯者	5,424	5,263	5,098	5,385	4,948
再犯者	5,456	5,212	4,808	4,813	4,485
再犯率(%)	50.1	49.8	48.5	47.2	47.5

(6)福岡県における特別法犯(薬物関係)検挙中の再犯者及び再犯率

違反法令	年別	令和元年				令和2年			
		総数	初犯者	再犯者	再犯率(%)	総数	初犯者	再犯者	再犯率(%)
覚醒剤取締法		577	64	513	88.9	618	51	567	91.7
毒劇物法※1		24	0	24	100.0	22	2	20	90.9
大麻取締法		257	79	178	69.3	311	142	169	54.3
麻薬等取締法		6	2	4	66.7	20	10	10	50.0
麻薬等特例法※2		63	13	50	79.4	54	14	40	74.1

※1主にシンナー吸引が該当。

※2主に麻薬等の販売や斡旋を生業とする者が該当。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯の別を問わず、何らかの罪(道路交通法違反を除く)による前科又は前歴を有する者をいう。

## (7) 令和3年版 再犯防止推進白書より

### ① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	
		再犯者数	再犯者率(%)
平成28年	226,376	110,306	48.7
平成29年	215,003	104,774	48.7
平成30年	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
令和2年	182,582	89,667	49.1

刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19年以降、毎年減少しており、令和2年は8万9,667人であった。一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、令和2年は、調査の開始（昭和47年）以降過去最高であった。

### ② 新受刑者中の再入者数及び再入者率

年次	新受刑者数	再入者数	
		再入者数	再入者率(%)
平成28年	20,467	12,179	59.5
平成29年	19,336	11,476	59.4
平成30年	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3
令和2年	16,620	9,640	58.0

新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、令和2年は9,640人であった。再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、令和2年は58.0%と前年よりも0.3ポイント減少した。

### ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率

年次 (出所年)	出所受刑者数	出所受刑者		2年以内再入者数	出所受刑者	
		うち満期 釈放等出所 受刑者	うち仮釈放 出所受刑者		うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
平成27年	23,523	9,953	13,570	4,225(18.0%)	2,709(27.2%)	1,516(11.2%)
平成28年	22,909	9,649	13,260	3,971(17.3%)	2,470(25.6%)	1,501(11.3%)
平成29年	21,998	9,238	12,760	3,712(16.9%)	2,348(25.4%)	1,364(10.7%)
平成30年	21,032	8,733	12,299	3,396(16.1%)	2,114(24.2%)	1,282(10.4%)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125(15.7%)	1,936(23.3%)	1,189(10.2%)

出所受刑者の2年以内再入者数は、平成20年以降、毎年減少しており、令和元年出所者では3,125人と、近年2年以内再入者数が最も多かった平成17年出所者(6,519人)と比べて半減している。また、出所受刑者の2年以内再入率は、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、令和3年までに16%以下にするとの数値目標を設定しているところ、令和元年出所者では15.7%となって当該目標を達成した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者の2年以内再入率は、仮釈放者よりも高く、令和元年は23.3%であった。

④ 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率

○罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)

年次 (出所年)	覚せい剤取締法		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所受 刑者数	2年以内 再入者数	出所受 刑者数	2年以内 再入者数	出所受 刑者数	2年以内 再入者数	出所受 刑者数	2年以内 再入者数
平成27年	6,184	1,187(19.2%)	640	40(6.3%)	1,310	212(16.2%)	7,860	1,824(23.2%)
平成28年	6,144	1,149(18.7%)	674	54(8.0%)	1,238	199(16.1%)	7,608	1,695(22.3%)
平成29年	6,134	1,061(17.3%)	643	53(8.2%)	1,065	164(15.4%)	7,265	1,663(22.9%)
平成30年	5,982	957(16.0%)	653	55(8.4%)	1,057	176(16.7%)	6,770	1,477(21.8%)
令和元年	5,367	846(15.8%)	630	40(6.3%)	955	146(15.3%)	6,663	1,450(21.8%)

○特性格別(高齢、女性)2年以内再入率

年次 (出所年)	高齢(65歳以上)		女性	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成27年	2,881	669(23.2%)	2,261	284(12.6%)
平成28年	2,990	617(20.6%)	2,196	312(14.2%)
平成29年	2,910	650(22.3%)	2,195	260(11.8%)
平成30年	2,781	566(20.4%)	2,046	239(11.7%)
令和元年	2,762	549(19.9%)	1,886	214(11.3%)

令和元年出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性格別で見ると、「覚醒剤取締法違反」(15.8%)、「窃盗」(21.8%)、「高齢(65歳以上)」(19.9%)が全体(15.7%)よりも高くなっている。

また、令和元年出所者の2年以内再入率は、平成30年出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」(0.2ポイント減)、「性犯罪」(2.1ポイント減)、「傷害・暴行」(1.4ポイント減)、「高齢(65歳以上)」(0.5ポイント減)、「女性」(0.4ポイント減)が低下した一方、「窃盗」は、前年と同じく21.8%であった。

○少年院出院者2年以内再入院率

年次 (出院年)	少年院出院者	
	出院者数	2年以内 再入者数
平成27年	2,879	316(11.0%)
平成28年	2,750	281(10.2%)
平成29年	2,475	245( 9.9%)
平成30年	2,156	210( 9.7%)
令和元年	2,065	208(10.1%)

少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)において、令和3年までに8.8%以下にするとの数値目標を設定しているところ、令和元年出院者の2年以内再入院者数は208人と、調査の開始(平成8年)以降、過去最低であったものの、2年以内再入院率はなお10.1%となっている。

## (8)再犯の防止等の推進に関する法律（概要）

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間(7月)を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策（第11条）

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## (9)糸島市再犯防止推進協議会設置規程

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づき、糸島市における再犯防止に関する施策を推進するため、糸島市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し、協議を行う。

- (1) 糸島市再犯防止推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる構成機関の職員等をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、それぞれ次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 会長 糸島保護区保護司会
- (2) 副会長 糸島市社会福祉協議会

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 協議会の構成員又は構成員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成機関
関係団体等	糸島保護区保護司会
	糸島市更生保護女性会
	福岡保護観察所
	福岡矯正管区
	法務少年支援センターふくおか
	福岡県糸島警察署
	福岡県糸島保健福祉事務所
	糸島市社会福祉協議会
	糸島市行政区長会
	糸島市民生委員・児童委員協議会
	民間団体（NPO法人等）
市関係部署	要保護児童対策担当課
	障がい福祉担当課
	高齢者福祉担当課
	生活困窮者自立支援担当課
	啓発担当課





## 糸島市再犯防止推進計画

発行年月 令和4年（2022年）3月

発行 糸島市人権・男女共同参画推進課

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話 092-332-2075 fax 092-324-1020